

## 三郷市景観市民懇談会運営要項

(名称)

第1条 本懇談会は、三郷市景観市民懇談会(以下「市民懇談会」という)と称する。

(目的)

第2条 景観に対する意識向上を図り、市が策定する景観基本計画及び景観計画(以下「景観基本計画等」という)に、市民懇談会の意見を反映させることを目的とする。

(役割)

第3条 市民懇談会の役割は、次の各号に定める。

- (1) ワークショップ等の参加を通じ、委員の景観意識を高めること。
- (2) 地域の景観リーダーの育成を目指すこと。
- (3) 景観基本計画等の策定に対して、意見を提案すること。

(構成)

第4条 市民懇談会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 公募による者 8名程度
  - (2) 各種関係団体が推薦する者 6名程度
- 2 設置期間中に欠員が生じた場合は、別に市長が選任することが出来る。

(設置期間)

第5条 市民懇談会の設置期間は、平成20年6月13日から景観基本計画等の素案作成完了までとする。

(会議等)

第6条 市民懇談会は、市長が召集する。

- 2 市長は、構成員以外の専門的な知識を持った者(以下「専門家」という)を出席させることができる。
- 3 専門家は、会議で助言及び意見を述べることができる。
- 4 専門家は、三郷市発注の景観基本計画等の業務を受託した者とする。

(費用弁償)

第7条 報酬及び旅費は支給しない。

(事務局及び運営)

第8条 市民懇談会の事務局及び運営は、都市計画課計画係で行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関し必要な事項が生じた時は、事務局が別に定める。

附則

この要項は、平成20年6月13日から施行する。